

令和6年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和6年9月20日（金曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1 閉会中の継続審査申し出の件
（第45号議案から第47号議案まで）
- 日程第2 第40号議案から第44号議案までまでに
ついて委員長報告
（質疑・討論・表決）
- 日程第3 第49号議案上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4 議案第1号及び議案第2号上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第5 意見書案第2号上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第6 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1 番 野 崎 良
2 番 在 永 恵
3 番 於 久 弘 治
4 番 毛 利 洋 子
5 番 中 尾 勉
6 番 井ノ口 憲 治
7 番 阿 部 輝 之
8 番 土 谷 信 也
9 番 成 重 博 文
10 番 松 本 博 彰
11 番 河 野 徳 久
12 番 安 東 正 洋
13 番 北 崎 安 行
14 番 河 野 正 春
15 番 菅 健 雄
16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 大 塚 栄 彦
次長兼議事係長 近 藤 浩 二
総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子

主 幹 清 水 栄 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫
副 市 長 安 田 祐 一
市参事兼総務課長 飯 沼 憲 一
市参事兼企画情報課長 丸山野 幸 政
市参事兼社会福祉課長 田 染 定 利
市参事兼商工観光課長 河 野 真 一
市参事兼消防長 友 久 優
財 政 課 長 伊 藤 昭 弘
地域活力創造課長 小 野 政 文
税 務 課 長 瀬 々 信 吉
市 民 課 長 黒 田 敏 信
保 険 年 金 課 長 佐々木 真 治
子 育 て 支 援 課 長 水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長 近 藤 直 樹
人権啓発・部落差別解消推進課長 後 藤 史 明
環 境 課 長 塩 崎 康 弘
農 業 振 興 課 長 川 口 達 也
耕 地 林 業 課 長 阿 部 博 幸
農業地域支援室長 首 藤 賢 司
建 設 課 長 馬 場 政 年
都 市 建 築 課 長 近 藤 保 博
上 下 水 道 課 長 遠 江 正 美
地域総務二課長兼水産・地域産業課長
船 木 靖 幸
会計管理者兼会計課長 山 田 英 彦
選挙管理委員会・監査委員事務局 藤 重 深 雪
農業委員会事務局 田 中 良 久
教育委員会
教 育 長 河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長
植 田 克 己
文 化 財 室 長 河 野 典 之
学 校 教 育 課 長 河 野 政 文
総務課 課長補佐兼総務法規係長 矢 野 裕 治
主幹兼秘書係長 齋 藤 恭 子

○議長（安東正洋君） 皆さん、おはようございま

す。

これより本日の会議を開きます。

○議長（安東正洋君） 日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から、決算審査特別委員会において審査中の各決算認定議案について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第45号議案から第47号議案までについては、決算審査特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しております継続審査申し出の件の第45号議案から第47号議案までについては、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（安東正洋君） 日程第2、第40号議案から第44号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、菅 健雄君。

○総務委員長（菅 健雄君） おはようございます。
総務委員長報告をいたします。

去る9月13日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第40号議案、令和6年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容としては、繰越金、県支出金などで財源措置されており、補正額は5,612万2,000円の増額で、補正後の予算総額は、190億7,139万1,000円となっています。

審査の中で委員から、病児保育施設整備の補助金について、国は交付金、県は補助金となっているが、基になっているのは何かとの質疑があり、執行部からは、子育て関係の補助金は、いろいろな仕組みがあるが、今回は、国の要綱と県の補助金の要綱と別々にあるようで、国の交付金と県の補助金がそれぞれ制度化されているというような位置付けのようであるとの答弁がありました。

次に、繰越金について、今回、1,940万円補正しているが、あとどれくらい見込まれるのかとの質疑があり、執行部からは、令和5年度の決算に基づく実質収支の繰越金が、4億177万6,000円。そのうち、今回の5号までの補正で予算化した額が、6,674万4,000

円。実質収支の半分は法定積立を行うため、法定積立の予定額が2億88万9,000円。よって、今後の補正予算財源として使える額は1億3,414万3,000円になるとの答弁がありました。

審査の結果、第40号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第43号議案、豊後高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正については、生活保護法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第43号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 社会文教委員長報告をいたします。

去る9月17日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第40号議案、令和6年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、民生費では、高田中央病院に併設している病児保育室の受入れ体制の向上を図るための保育室拡大と隔離室増設等の改修を補助する経費が計上され、社会福祉法人が実施する買い物支援事業である里のくらし楽々安心支援事業の対象地区拡大に伴う運営補助金を増額する経費が計上されています。

教育費では、三浦小学校に隣接する急傾斜地における県擁壁工事に伴う倉庫等の撤去、移転、新設に要する経費が計上されています。

審査の中で委員から、里のくらし楽々安心支援事業費の過去の実績についての質疑があり、執行部からは、本サービスは会員制であり、令和5年度末時点で会員数が133世帯、利用件数が延べ3,207件。サービス開始後、5年間で約50世帯、700件の増となっているとの答弁がありました。

また、対象拡大地区への周知方法についての質疑があり、執行部からは、ケーブルテレビ、チラシの全戸配布、その他、ケアマネや民生委員など福祉関係者に情報提供を行う中で周知を考えているとの答

弁がありました。

次に、病児保育施設は、市内の人だけが利用するのかとの質疑があり、執行部からは、令和3年10月から広域化により大分県内で利用可能となった。市内だけでなく、隣接市からも利用が若干あるとの答弁がありました。

また、医師や看護師の配置についての質疑があり、執行部からは、高田中央病院で、保育士4名、看護師1名を確保し、医師については、高田中央病院のドクターが対応するようであるとの答弁がありました。

次に、三浦小学校隣接急傾斜地擁壁工事の工事内容及び工事期間についての質疑があり、執行部からは、擁壁工事内容については、2mの擁壁を造り、その上に防護柵が付くと聞いている。工事期間については、本年度末までに、市が倉庫及び鉄棒の撤去等を行い、県工事については、来年4月以降に着手すると聞いているとの答弁がありました。

審査の結果、第40号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第41号議案、大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、マイナンバー関連法の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、協議を行うものです。

審査の中で委員から、変更後の規約の資格確認書等の等の内容が特別療養費に係る資格確認書と資格情報のお知らせを想定しているとのことなら、等ではなくそのまま記述してもよいのではないかと質疑があり、執行部からは、この変更案の作成は、後期高齢者医療広域連合の中で運営協議会等に諮って決定したもの。加えて、全ての市町村が同じ変更案で提案していることから、広域連合からは変更案の文言修正はできないと聞いているとの答弁がありました。

審査の結果、第41号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第42号議案、財産の取得については、小・中学校教育用タブレット端末を取得するものです。

審査の中で委員から、今回、490台を廃棄し、新しいタブレット端末にするということかとの質疑があり、執行部からは、基本的には、廃棄処分若しくは少額だが買取が可能であると聞いているので、来年

度に向けて検討していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、第42号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第44号議案、豊後高田市国民健康保険条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第44号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員長報告をいたします。

去る9月18日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第40号議案、令和6年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の主な内容としては、農林水産業費では、土地改良区内の水田の畑地化を促進する支援に要する経費などが増額されています。

商工費では、昭和の町の街並み保全を目的とした長寿命化対策改修に要する経費の一部を助成する経費や、次年度、国東市と共同開催予定の国東半島芸術文化祭に向けた負担金などが計上されています。

審査の中で委員から畑地化促進事業の事業内容についての質疑があり、執行部からは、本事業は基盤整備をして畑地化するものではなく、水田を現状畑地として使っているところを、今回、明確に水田から畑地化するものである。その際、土地改良区が管理する水利の利用が不要となり、土地改良区の受益地から除外される場合、土地改良区に対して支出を要する決済金相当を国が支援し、畑地として活用するように促す事業である。場所については、香々地の石河内ため池土地改良区のうち 現状ほぼ畑地に現状なっているところ、及び並石土地改良区のうち 草地の鏡谷であるとの答弁がありました。

また、石河内ため池土地改良区の補助金算定式の面積9,180平方メートルは、この改良区のすべての土地面積かとの質疑があり、執行部からは、全ての土

地面積ではないとの答弁がありました。

審査の結果、第40号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さんおはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

第41号、第44号議案に反対討論をいたします。

最初の第41号議案、これは、大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、協議をするために議会の議決を求める議案であります。今なぜ規約を変更しなければならないのか。それは、政府の方針に従い、12月2日から75歳以上の健康保険証の発行を廃止をする。そのことに伴うものであります。

マイナ保険証の普及や利用がもう全国的に非常に少ない。そこで、厚生労働省は、1月からマイナ保険証の利用率が、去年の10月から5ポイント以上増えたところには支援金を出してきました。それでも低迷を続けています。そこで今度は集中期間を設けて、利用数の増加に応じて、診療所や薬局には最大10万円、病院には最大20万円の一時金を出しました。それでも利用率は、5月の時点で7.7%と4月に比べて1.17ポイントしか増加をしておりません。

今度は、一時金を20万円、40万円にと倍に引き上げました。それでも全国でマイナ保険証の登録や実際の利用は増えていないんです。なぜなのか。それは、全国で今なおトラブルが発生し続けているからです。

昨日、全国保健団体連合会が、今年の5月以降に全国の7割の医療機関でマイナ保険証に係るトラブルが起きていることの調査結果を発表しました。それによりますと、調査の結果では、全国37都道府県、1万242の医療機関が回答したそうです。そのうち約

7割、7,134の医療機関でトラブルが発生したと、いわゆるマイナ保険証やオンライン資格確認のトラブルがあったと、答えたと公表されました。去年の12月の調査に比べますと、調査結果は約10%、いわゆるトラブル発生が増えているんです。

政府は、健康保険証の廃止の前提として、不安を払拭する措置を取ったとこれまで説明をしてきましたが、実際、医療現場では不安は払拭されていない状況が明らかになっています。

トラブルの内容ですが、漢字が読み取れないが67%、カードリーダーの接触認定エラーが52%、資格情報が無効が48%となっています。

それですね、やっぱこれだけ、政府が言うことと実際、国民の世論や医療現場の現状を見ますとね、大きな隔たりがあるわけですね。そこで、私は、一番びっくりしたのは、大分合同新聞の社説、いわゆる論説ですね。それは、9月4日付けで、やはり廃止は無理であるというタイトルでこの保険証の廃止をすることの問題点を挙げる指摘をしています。読み上げますと、使い慣れた現行保険証に国民はなんの不便、不満も感じていない。だから、マイナ保険証が普及しないのではないかと。にもかかわらず、本来任意のはずのマイナナンバーカードの取得を事実上強制することになる。現行保険証の廃止は、やはり乱暴であり、無理であると論じています。

日本共産党は、この多くの国民が反対する、医療機関についてもこの保険証を存続しようと、大多数の医療機関がそういう声です。そういう中で、保険証の廃止方針は私は撤回をする。これまでどおり保険証を使えるように残す。そのために日本共産党は、国会議員を先頭に、私ども全国の地方議員もそれぞれ頑張り続けております。

保険証の廃止の方針を撤回し、これまでどおり保険証を存続すれば、今回議会において、規約の改定の議論とか、条例改定をする必要は全くないことだと思います。

よって、マイナナンバーカードの推進やマイナ保険証の強要につながるこの議案に反対であります。

次は、第44号議案についても、これは国民健康保険条例の一部改定なんですけれども、反対の理由は、このマイナ保険証の関連でありますので、先ほど述べたとおりであります。

市長は、市民の世論に応じて、国に対して保険証の廃止を撤回する。これまでどおり、市民には保険証を使えるようにする。そのために、市長の政治力

を發揮して国に働きかけることを求めて、また、皆さんのご賛同を求めて討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（安東正洋君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するもののうち、反対のありました第41号議案及び第44号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するもののうち、反対のありました第41号議案及び第44号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第41号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。以後、起立採決の際は同様をお願いいたします。

第41号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安東正洋君） 起立多数であります。

よって、第41号議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第44号議案について、起立により採決いたします。

第44号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安東正洋君） 起立多数であります。

よって、第44号議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（安東正洋君） 日程第3、第49号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第49号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。本年12月31日をもって任期が満了する人権擁護委員に、光門孝樹氏を再度推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ、慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、第49号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第49号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、第49号議案については、これに同意することに決しました。

○議長（安東正洋君） 日程第4、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13番、北崎安行君。

○13番（北崎安行君） 議案第1号、豊後高田市議会委員会条例及び議案第2号、豊後高田市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を行います。

まず、議案第1号、豊後高田市議会委員会条例の一部改正につきましては、全国市議会議長会の標準委員会条例の一部改正に伴い、大規模な災害等の発生等や重大な感染症のまん延時などで、委員が委員会に出席することが困難と認めるときは、

9月20日

オンライン委員会を開くことができるように所要の規定の整備を行うものです。

次に、議案第2号の豊後高田市議会会議規則の一部改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、書面によることが求められている議会の手続が、オンラインによる手続でも可能となったことによる改正並びにその他、所要の規定の整備を行うものです。

以上、何とぞ慎重審議のうえ、ご協賛くださいますようお願いいたします。

○議長（安東正洋君） しばらく休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（安東正洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 質疑なしと認め、質疑を結びたいします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 討論なしと認め、討論を結びたいします。

これより議案第1号及び議案第2号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決されました。

○議長（安東正洋君） 日程第5、意見書案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 地方財政の充実・強化に関する意見書案について、提案理由の説明を申し上げます。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う、社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで、骨太方針2021に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度までに確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑み、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、別紙10項目の実現を求めるものです。

以上、本意見書について、議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 質疑なしと認め、質疑を結びたいします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 討論なしと認め、討論を結びたいします。

これより意見書案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（安東正洋君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、諸般の事情により、変更または中止については、その決定を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議長（安東正洋君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第3回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞でございました。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 東 正 洋

豊後高田市議会議員 野 崎 良

豊後高田市議会議員 在 永 恵